

## 【申込みの流れ】

### 1 お申込み、ご家族面談

施設の特徴・役割・料金等についてご説明させていただき、ご納得のうえでお申込みさせていただきます。

### 2 診療情報提供書の依頼

病状等の確認のため、かかりつけ医より診療情報提供書をいただきます。  
※病院より費用を請求される場合あり。  
※健康診断が必要となる場合もあり。

### 3 ご本人と面談

心身の状態確認のため、ご本人と面談させていただきます。

### 4 入所判定会議

入所判定会議にて入所の可を判定します。

### 5 入所調整

入所順番となりましたら、入所前準備の説明と入所日時の調整をします。

### 6 自宅へ訪問

入所前もしくは入所後に担当職員が自宅復帰に向けたケアプラン作成のため自宅訪問します。

### 7 契約、入所

事前に調整していた日時に契約、入所いただきます。

## 【入所判定基準】

### 1. 医療・看護・介護面

- 1) なんらかの病気があっても、症状が落ち着いていること。かかりつけ医の診療情報提供書とご本人との面談をもとに判定します。なお、病状が安定していても下記の方は入所対象外となります。
- ① 入院治療や定期的な（月に1回以上の）通院治療の継続が必要。または病状悪化により早期に入院が予測されるもの。
  - ② 人工透析、人工呼吸器管理、在宅酸素療法、気管切開後の処置が必要。
  - ③ 点滴、中心静脈栄養、腎性貧血等の注射、ホルモン剤や抗がん剤、化学療法、輸血が必要。
  - ④ 上記①②③以外で当施設では適切な医療（投薬含む）の提供が困難な場合。
  - ⑤ 認知症や精神疾患等による不穏行動、帰宅願望、夜間叫声など集団生活が困難と思われる場合。
  - ⑥ 食事・飲水量が少なく、十分な栄養摂取ができない場合
  - ⑦ その他、ご本人の心身の状態等により当施設のサービスでは対応が困難と思われる場合。

### 2. 今後の方向性（退所後の行き先）

以下のいずれかに該当すること

- ① 介護老人保健施設の役割と目的を理解し、在宅復帰、あるいは自宅以外でも、ケアハウス、グループホーム、サービス付高齢者住宅などの居宅施設での生活を目的に当施設でのリハビリテーション及び生活リハビリを希望されており、ご家族も共にご協力いただけること。
- ② 介護者の病気や用事等で一定期間介護が困難な方、または介護休養をとり再度在宅生活を希望されている方。
- ③ 身体機能の低下により、日常生活に支障をきたしており、在宅生活継続を目標に身体機能の維持・改善のためリハビリや生活習慣改善等を希望されている方。

**※入所は申し込み順ではありません。リハビリ施設、在宅復帰施設という特性上、在宅復帰を目指す方が優先されます。**



**※入所中に当施設で対応が困難となるような病状や症状の変化があった場合には他施設や病院等へ移っていただく場合があります。**

**※要介護更新認定で要支援2以下になった場合も入所継続はできません。**